

お知らせ

小規模事業者持続化補助金 事業計画書の書き方説明会

この補助金は、持続的な経営に向け創意工夫を盛り込んだ経営計画に基づいて実施する売上向上（販路開拓等）の取り組みに対し 50 万円（または 100 万円・500 万円）を上限に国が補助（補助率：2 / 3）するものです。多くの方に利用していただけるよう説明会を開催します。（裏面に概要を掲載）

説明会 日時	①平成 27 年 2 月 23 日（月）午後 2 時		
	②平成 27 年 3 月 4 日（水）午後 2 時		
	③平成 27 年 3 月 13 日（金）午後 2 時		
	※①②③とも内容は同じ。約 1 時間程度の予定です。 ※①②は 1 次募集申請者 ③は 2 次募集申請者が対象です。		
申込締切日	①2/20（金）正午 ②3/2（月）午後 5 時 ③3/11（水）午後 5 時		
資料代	500 円/1 人	対象	日本渡市内の事業所 （裏面掲載の小規模事業者）
定員	各 30 名（駐車場に限りがありますので、ご配慮をお願いします）		
お申込み	下記申込書に資料代を添えて各締切日までに本渡商工会議所まで直接お申し込み下さい。（FAX でのお申込みはできません）		
会場・主催 お問合せ先	本渡商工会議所 （電話 2 3 - 2 0 0 1 経営指導課）		

001

..... 切り取り線ではありません

『小規模事業者持続化補助金』の説明会 受講申込書

事業所名	会員・非会員	ご希望日に○をつけてください	
住所		①2/23(月) ②3/4(水) ③3/13(金)	
電話番号		受講者名	
業種	製造・建設・卸売・小売・ サービス・その他		

小規模事業者持続化補助金

平成 27 年 1 月 30 日現在の情報です。

事業の概要

※詳細は説明会で配布する[公募要領](#)等でご説明します。

◆対象となる事業

持続的な経営に向け創意工夫を盛り込んだ経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する売上向上（販路拡大等）のための事業

《対象となる取り組みの例》

- (1) 広告宣伝・・・新たな顧客層の取り込みを狙い、ホームページづくりや販売システムの構築、チラシを作成・配布
- (2) 集客力を高めるための店舗改装・・・陳列レイアウト改良や幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化（バリアフリーなど）
- (3) 商談会・展示会への出展・・・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- (4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

《計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます》

- ・原則、補助上限額 50 万円。ただし、以下の場合には上限額が増額されます。
- ※ 1 「雇用を増加させる取組」、「従業員の処遇改善に取り組む事業者」、「買者弱者対策の取組（移動販売等）」については、補助上限額 100 万円
- ※ 2 「複数の事業者が連携した共同事業」の場合は、補助上限額 500 万円

◆補助対象者（開業予定者も対象）

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の 2/3 以内
- ・補助額 上限 50 万円（※ 1 は上限 100 万円、※ 2 は上限 500 万円）

◆手続きの期限等予定（締切日の消印有効）

①一次募集 平成 27 年 3 月中旬 ②二次募集 同年 5 月中旬

締切日は公募開始時に判明していますので、その締切日の 5 日前を目途に当所へ書類一式をご提出ください。提出後、事業支援計画書を当所が作成し、申請者へお渡しします。それを添付して日本商工会議所の事務局へ送付してください。